

女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の
フォローアップ

<ポイント>

- 国家公務員の平成30年7月時点の登用状況は、いずれの役職段階においても、女性の占める割合が調査開始以降、最高数値。別添1
- 平成29年度において新たに育児休業を取得した男性職員の割合（取得率）及び「男の産休」の5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した割合）も、調査開始以降、最高数値。特に、「男の産休」の5日以上使用率は、初めて5割超。別添2

1 公表の趣旨

各府省等は、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）に定める目標の達成に向けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定。平成27年12月25日一部変更）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正）等を踏まえ、男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところ。

今般、女性国家公務員の登用状況及び平成29年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを行った。

2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年把握した数値	第4次男女共同参画基本計画に定める成果目標（期限）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
指定職相当	3.9%（平成30年7月）	3.8%（平成29年7月）	5%（平成32年度末）
本省課室長相当職	4.9%（平成30年7月）	4.4%（平成29年7月）	7%（平成32年度末）
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職	10.8%（平成30年7月）	10.1%（平成29年7月）	12%（平成32年度末）
係長相当職（本省）	25.0%（平成30年7月）	24.2%（平成29年7月）	30%（平成32年度末）
国家公務員の育児休業取得率 注1			
男性職員	10.0%（平成29年度）	8.2%（平成28年度）	13%（平成32年）
女性職員	100.8%（平成29年度）注2	99.9%（平成28年度）	—
「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率 注1			
「男の産休」を5日以上使用	51.9%（平成29年度）	39.1%（平成28年度）	<100%> 注3
配偶者出産休暇	79.6%（平成29年度）	77.5%（平成28年度）	—
育児参加のための休暇	63.2%（平成29年度）	56.9%（平成28年度）	—

注1 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成29年度）の結果について」（平成30年9月28日人事院）における一般職国家公務員（行政執行法人職員を除く。）の数値に、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は17.9%、「男の産休」5日以上使用率は65.3%。

2 新規取得者数には、例えば、平成29年度については、平成26～28年度に取得可能となった職員が平成29年度中に新たに育児休業を取得した場合を含むため、取得率が100%を超えることがある（別添2（8ページ）注1～注3参照）。

3 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

中妻、林、伊藤、山中

電話 03-6257-3749（直通） FAX 03-3502-0603

E-mail : w-diversity.z8f@cas.go.jp

女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の
フォローアップ

【別添資料】

	ページ
別添 1 女性国家公務員の登用状況	1
資料 1-1 府省等別女性国家公務員登用状況	2
資料 1-2 府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）	3
資料 1-3 府省等別女性国家公務員登用状況（国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職）	4
資料 1-4 府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））	5
資料 1-5 指定職相当に占める女性国家公務員の登用状況	6
女性職員が就いている指定職官職名一覧	7
別添 2 国家公務員の育児休業等の取得状況	8
資料 2-1 国家公務員の育児休業の新規取得状況	11
資料 2-2 「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための 休暇）の使用状況	12

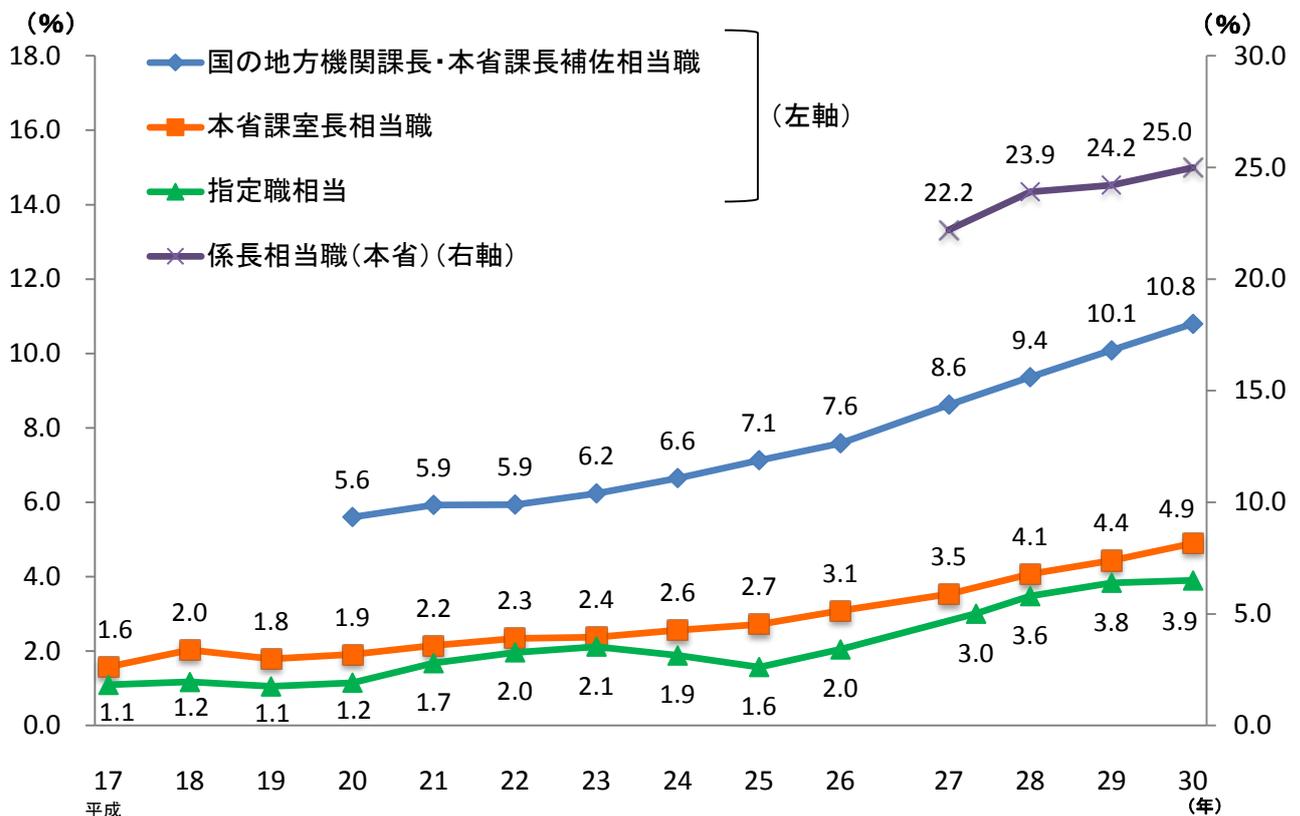
女性国家公務員の登用状況

- 指定職相当に占める女性の割合は3.9%（平成30年7月31日現在）
（前年7月31日現在から0.1ポイント増）（資料1-5（6ページ））
- 本省課室長相当職に占める女性の割合は4.9%（平成30年7月1日現在）
（前年7月1日現在から0.5ポイント増）（資料1-2（3ページ））
- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合は10.8%（平成30年7月1日現在）
（前年7月1日現在から0.7ポイント増）（資料1-3（4ページ））
- 係長相当職（本省）に占める女性の割合は25.0%（平成30年7月1日現在）
（前年7月1日現在から0.8ポイント増）（資料1-4（5ページ））

	総数 (人)(a)	うち女性 (人)(b)	女性の割合 (%)(b/a)
指定職相当 (平成30年7月31日現在)	1,017	40	3.9
本省課室長相当職 (平成30年7月1日現在)	13,920	677	4.9
国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職 (平成30年7月1日現在)	76,138	8,232	10.8
係長相当職(本省) (平成30年7月1日現在)	16,339	4,085	25.0

（参考）国家公務員総数に占める女性の割合は19.3%（平成30年7月1日現在）（資料1-1（2ページ））

○ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



注1 平成17年から平成26年までは1月時点の割合である。

注2 平成27年は、係長相当職（本省）、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職及び本省課室長相当職は7月時点の割合であり、指定職相当は11月時点の割合である。

注3 平成28年から平成30年までは7月時点の割合である。

府省等別女性国家公務員登用状況

(平成30年7月1日現在)

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)		
				総数 (人)(a)	うち女性 (人)(b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人)(a)	うち女性 (人)(b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人)(a)	うち女性 (人)(b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	973	138	14.2	151	10	6.6	311	25	8.0	336	56	16.7
内閣法制局	66	11	16.7	25	0	0.0	9	2	22.2	16	5	31.3
内閣府	2,239	445	19.9	261	17	6.5	608	68	11.2	341	102	29.9
宮内庁	714	120	16.8	43	1	2.3	90	3	3.3	289	35	12.1
公正取引委員会	786	180	22.9	65	5	7.7	151	14	9.3	285	67	23.5
国家公安委員会 (警察庁)	8,007	778	9.7	929	11	1.2	1,301	41	3.2	1,248	165	13.2
個人情報保護委員会	97	25	25.8	15	2	13.3	31	4	12.9	19	5	26.3
金融庁	1,342	277	20.6	133	8	6.0	454	52	11.5	459	116	25.3
消費者庁	309	107	34.6	31	5	16.1	84	22	26.2	109	46	42.2
復興庁	191	20	10.5	20	0	0.0	70	2	2.9	52	10	19.2
総務省	4,537	959	21.1	501	9	1.8	1,187	98	8.3	968	304	31.4
法務省	47,572	9,637	20.3	1,030	85	8.3	5,623	603	10.7	536	100	18.7
外務省	5,715	1,658	29.0	631	39	6.2	2,020	440	21.8	811	415	51.2
財務省	68,612	14,809	21.6	3,168	151	4.8	29,403	4,039	13.7	950	210	22.1
文部科学省	1,917	480	25.0	350	41	11.7	552	89	16.1	697	219	31.4
厚生労働省	26,612	6,836	25.7	796	64	8.0	6,761	813	12.0	1,567	390	24.9
農林水産省	19,949	3,133	15.7	869	33	3.8	6,801	408	6.0	1,963	540	27.5
経済産業省	7,576	1,791	23.6	1,248	115	9.2	2,896	523	18.1	1,254	423	33.7
国土交通省	55,076	6,279	11.4	2,666	40	1.5	13,729	698	5.1	2,687	357	13.3
環境省	2,721	444	16.3	227	14	6.2	900	73	8.1	526	145	27.6
防衛省	13,763	3,460	25.1	498	10	2.0	2,622	132	5.0	759	194	25.6
人事院	579	182	31.4	91	11	12.1	167	36	21.6	112	42	37.5
会計検査院	1,166	306	26.2	172	6	3.5	368	47	12.8	355	139	39.2
合 計	270,519	52,075	19.3	13,920	677	4.9	76,138	8,232	10.8	16,339	4,085	25.0

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在職状況統計表(平成30年7月1日現在)」(内閣人事局)、「係長相当職(本省)」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

4 「係長相当職(本省)」については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）

（平成30年7月1日現在）

	平成30年7月1日現在			（参考）平成29年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	151	10	6.6	154	8	5.2
内閣法制局	25	0	0.0	25	0	0.0
内閣府	261	17	6.5	252	15	6.0
宮内庁	43	1	2.3	42	1	2.4
公正取引委員会	65	5	7.7	64	5	7.8
国家公安委員会（警察庁）	929	11	1.2	921	9	1.0
個人情報保護委員会	15	2	13.3	10	1	10.0
金融庁	133	8	6.0	134	5	3.7
消費者庁	31	5	16.1	24	4	16.7
復興庁	20	0	0.0	21	0	0.0
総務省	501	9	1.8	510	12	2.4
法務省	1,030	85	8.3	1,028	79	7.7
外務省	631	39	6.2	634	36	5.7
財務省	3,168	151	4.8	3,176	135	4.3
文部科学省	350	41	11.7	350	27	7.7
厚生労働省	796	64	8.0	767	71	9.3
農林水産省	869	33	3.8	845	28	3.3
経済産業省	1,248	115	9.2	1,249	114	9.1
国土交通省	2,666	40	1.5	2,649	34	1.3
環境省	227	14	6.2	237	9	3.8
防衛省	498	10	2.0	501	7	1.4
人事院	91	11	12.1	86	10	11.6
会計検査院	172	6	3.5	169	4	2.4
合計	13,920	677	4.9	13,848	614	4.4

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表（平成30年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況（国の地方機関課長・本省課長補佐相当職）
（平成30年7月1日現在）

	平成30年7月1日現在			（参考）平成29年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	311	25	8.0	302	23	7.6
内閣法制局	9	2	22.2	9	2	22.2
内閣府	608	68	11.2	605	64	10.6
宮内庁	90	3	3.3	87	2	2.3
公正取引委員会	151	14	9.3	142	13	9.2
国家公安委員会(警察庁)	1,301	41	3.2	1,286	34	2.6
個人情報保護委員会	31	4	12.9	25	5	20.0
金融庁	454	52	11.5	455	49	10.8
消費者庁	84	22	26.2	81	21	25.9
復興庁	70	2	2.9	63	2	3.2
総務省	1,187	98	8.3	1,209	105	8.7
法務省	5,623	603	10.7	5,458	548	10.0
外務省	2,020	440	21.8	1,966	412	21.0
財務省	29,403	4,039	13.7	29,380	3,731	12.7
文部科学省	552	89	16.1	530	93	17.5
厚生労働省	6,761	813	12.0	6,692	753	11.3
農林水産省	6,801	408	6.0	6,724	350	5.2
経済産業省	2,896	523	18.1	2,903	505	17.4
国土交通省	13,729	698	5.1	13,560	639	4.7
環境省	900	73	8.1	911	78	8.6
防衛省	2,622	132	5.0	2,662	118	4.4
人事院	167	36	21.6	167	34	20.4
会計検査院	368	47	12.8	367	43	11.7
合計	76,138	8,232	10.8	75,584	7,624	10.1

- 注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
- 2 「一般職国家公務員在職状況統計表(平成30年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成
- 3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)5級及び6級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））

（平成30年7月1日現在）

	平成30年7月1日現在			（参考）平成29年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	336	56	16.7	331	51	15.4
内閣法制局	16	5	31.3	17	5	29.4
内閣府	341	102	29.9	341	102	29.9
宮内庁	289	35	12.1	295	33	11.2
公正取引委員会	285	67	23.5	276	58	21.0
国家公安委員会（警察庁）	1,248	165	13.2	1,187	145	12.2
個人情報保護委員会	19	5	26.3	24	8	33.3
金融庁	459	116	25.3	477	112	23.5
消費者庁	109	46	42.2	111	49	44.1
復興庁	52	10	19.2	51	10	19.6
総務省	968	304	31.4	995	289	29.0
法務省	536	100	18.7	550	103	18.7
外務省	811	415	51.2	812	416	51.2
財務省	950	210	22.1	991	206	20.8
文部科学省	697	219	31.4	692	214	30.9
厚生労働省	1,567	390	24.9	1,567	390	24.9
農林水産省	1,963	540	27.5	1,976	535	27.1
経済産業省	1,254	423	33.7	1,261	408	32.4
国土交通省	2,687	357	13.3	2,657	350	13.2
環境省	526	145	27.6	481	123	25.6
防衛省	759	194	25.6	735	173	23.5
人事院	112	42	37.5	113	45	39.8
会計検査院	355	139	39.2	331	120	36.3
合計	16,339	4,085	25.0	16,271	3,945	24.2

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「係長相当職（本省）」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

○ 指定職相当に占める女性国家公務員の登用状況(平成 30 年 7 月 31 日現在)

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
平成 30 年 7 月 31 日 現在	1,017	40	3.9
(参考) 平成 29 年 7 月 31 日 現在	1,015	39	3.8

(注) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

○ 女性職員が就いている指定職官職名一覧（平成 30 年 7 月 31 日現在）

府省等名	官職名
内閣官房	内閣審議官(内閣官房副長官補付) 命:まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補
	内閣審議官(内閣人事局)
	内閣審議官(内閣官房副長官補付)
	内閣審議官(内閣官房副長官補付)命:まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
	内閣審議官(内閣官房副長官補付) 命:健康・医療戦略室次長
内閣府	男女共同参画局長
	官房審議官(経済財政分析担当)
宮内庁	式部副長
警察庁	警視庁交通部長
個人情報保護委員会	事務局長
金融庁	証券取引等監視委員会事務局次長 併任 総合政策局審議官(官房担当)
消費者庁	消費者庁長官
総務省	情報流通行政局長
法務省	人権擁護局長
	大臣官房審議官(入国管理局担当)
外務省	外務省研修所長
財務省	大臣官房審議官(大臣官房担当)
	併任 財務総合政策研究所副所長
	大臣官房付(派遣職員 地球環境ファシリティ事務局長)
文部科学省	国立教育政策研究所長
厚生労働省	大臣官房長
	人材開発統括官
	大臣官房総括審議官(国際担当)
	大臣官房審議官(医療介護連携担当)
	大臣官房審議官(雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当)
	大臣官房審議官(医療保険担当)
	中央労働委員会事務局審議官(審査担当)
	大臣官房付(派遣職員 世界保健機関事務局長補)
	国立障害者リハビリテーションセンター総長
	関東信越厚生局長
	中国四国厚生局長
農林水産省	食料産業局長
	関東農政局長
経済産業省	特許庁長官
	特許庁審判部長
	東北経済産業局長
国土交通省	大臣官房審議官(国際担当)
環境省	大臣官房環境保健部長
人事院	事務総局総括審議官
	人材局試験審議官
	人材局審議官

国家公務員の育児休業等の取得状況（平成29年度）

（注）一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成29年度）の結果について」（平成30年9月28日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

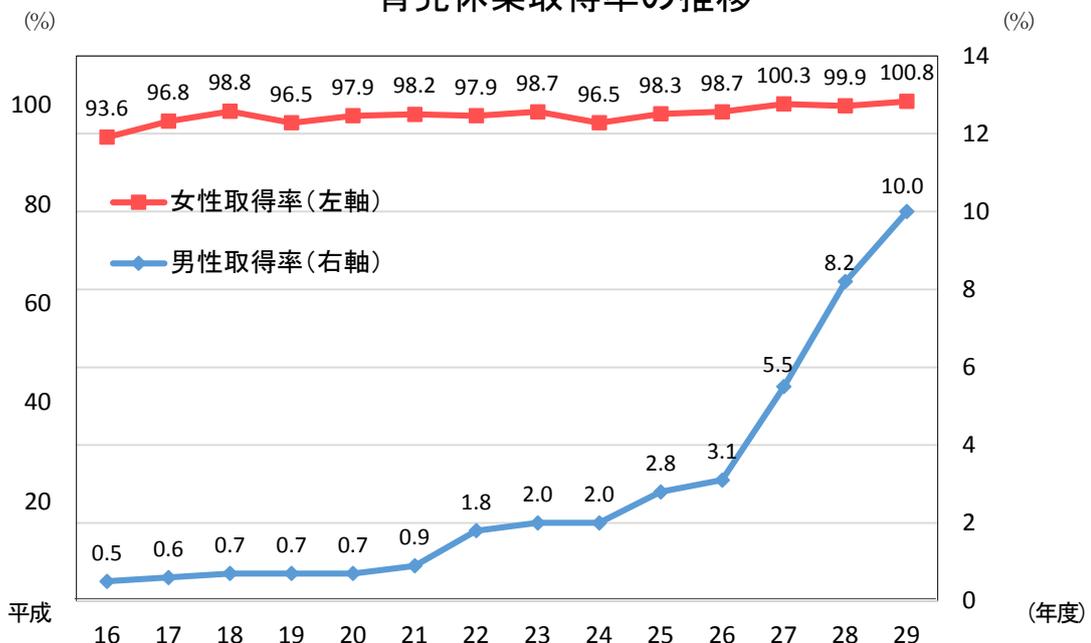
1 国家公務員の育児休業の取得状況（資料2-1（11ページ））

（1）新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は1,314人、取得率は10.0%（前年度から1.8ポイント増）（調査開始以降、最高数値）
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,927人、取得率は100.8%（前年度から0.9ポイント増）

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数(A) (人) 注1	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B) (人) 注2	取得率 A/B (%) 注3	新規取得者数(A') (人) 注1	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B') (人) 注2	取得率 A'/B' (%) 注3
平成29年度	1,314	13,080	10.0	2,927	2,903	100.8
平成28年度	1,044	12,764	8.2	2,800	2,804	99.9

育児休業取得率の推移

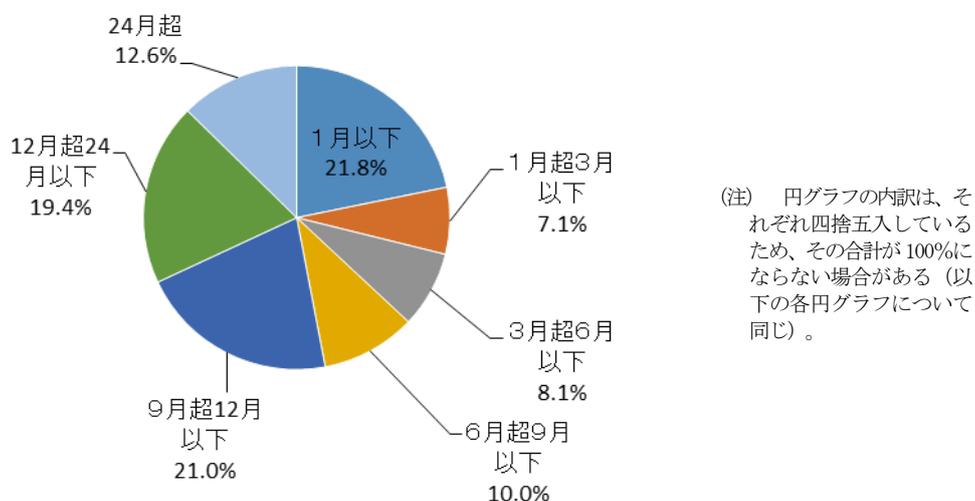


注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
 注2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（例えば、平成29年度については平成29年2月3日から平成30年2月2日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。
 注3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（例えば、平成29年度については、平成29年度中に新たに育児休業を取得した者（平成26～28年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

(2) 新規取得者の育児休業期間

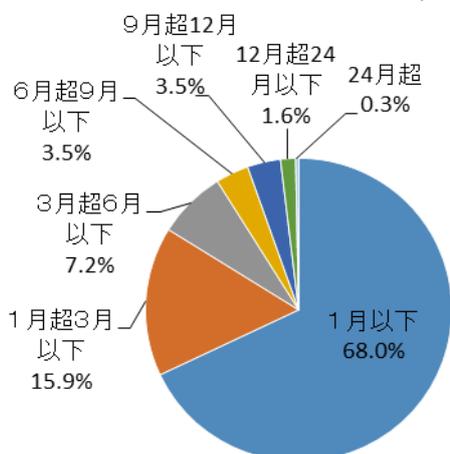
- 平成29年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、10.5月（男性2.0月、女性14.3月）。前年度は、11.9月（男性2.3月、女性15.5月）となっている。
- 休業期間の分布状況は、「1月以下」が21.8%と最も多く、次いで「9月以上12月以下」が21.0%の順となっている。

育児休業期間の状況(全職員)

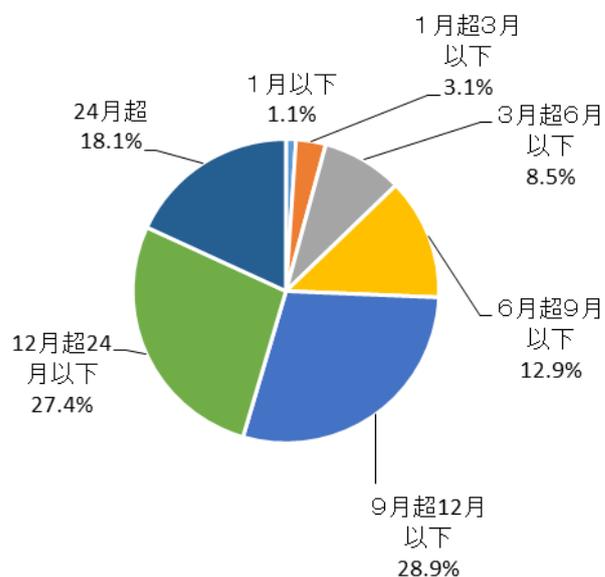


- 休業期間の分布状況を男女別にみると、男性は「1月以下」が68.0%と最も多く、女性は「9月超12月以下」が28.9%と最も多い。

育児休業期間の状況(男性)



育児休業期間の状況(女性)



2 「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況 (資料2-2(12ページ))

- 「男の産休」5日以上使用率(配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を5日以上使用した男性職員の割合)は、前年度から12.8ポイント増の51.9%(6,795人)となり、調査開始以降、最高数値(初めて5割を上回った。)。

なお、平成29年度に子が生まれた男性職員(13,080人)のうち、「男の産休」を使用した男性職員の割合は82.8%(10,831人)(前年度80.1%(10,223人))。

(注) 「男の産休」を使用した男性職員には、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
「男の産休」 5日以上使用率(%)	24.7	30.8	39.1	51.9

(1) 配偶者出産休暇

平成29年度に子が生まれた男性職員(13,080人)のうち、配偶者出産休暇を使用した男性職員の割合は79.6%(10,408人)(前年度77.5%(9,898人))、平均使用日数は1.8日(前年度1.8日)となっている。

(注) 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇

(2) 育児参加のための休暇

平成29年度に子が生まれた男性職員(13,080人)のうち、育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は63.2%(8,271人)(前年度56.9%(7,261人))、平均使用日数は3.7日(前年度3.5日)となっている。

(注) 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇

国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段：平成29年度、下段：平成28年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (A) (人)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (B) (人)	取得率 A/B (%)	新規 取得者数 (A') (人)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (B') (人)	取得率 A'/B' (%)
内閣官房	2	35	5.7	2	3	66.7
	1	29	3.4	3	3	100.0
内閣法制局	0	0	-	0	0	-
	0	3	0.0	1	1	100.0
内閣府	9	53	17.0	11	12	91.7
	5	61	8.2	25	25	100.0
宮内庁	2	14	14.3	2	2	100.0
	0	23	0.0	2	2	100.0
公正取引委員会	10	31	32.3	11	11	100.0
	6	31	19.4	11	11	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	4	166	2.4	28	28	100.0
	2	184	1.1	18	18	100.0
個人情報保護委員会	0	3	0.0	0	0	-
	0	4	0.0	0	0	-
金融庁	3	56	5.4	21	21	100.0
	6	74	8.1	12	13	92.3
消費者庁	2	6	33.3	5	5	100.0
	2	7	28.6	2	2	100.0
復興庁	0	11	0.0	0	0	-
	0	6	0.0	0	0	-
総務省	8	104	7.7	48	48	100.0
	10	93	10.8	35	35	100.0
法務省	145	1,586	9.1	393	389	101.0
	110	1,533	7.2	363	364	99.7
外務省	16	154	10.4	64	64	100.0
	11	154	7.1	69	72	95.8
財務省	547	1,748	31.3	710	705	100.7
	420	1,729	24.3	661	668	99.0
文部科学省	8	60	13.3	31	31	100.0
	9	76	11.8	26	26	100.0
厚生労働省	234	548	42.7	226	231	97.8
	223	545	40.9	205	205	100.0
農林水産省	25	252	9.9	128	129	99.2
	37	328	11.3	125	125	100.0
経済産業省	30	175	17.1	86	87	98.9
	28	189	14.8	92	95	96.8
国土交通省	95	1,358	7.0	242	246	98.4
	70	1,433	4.9	225	225	100.0
環境省	7	42	16.7	20	20	100.0
	9	52	17.3	16	17	94.1
防衛省	159	6,642	2.4	878	850	103.3
	86	6,172	1.4	893	882	101.2
人事院	3	10	30.0	11	11	100.0
	4	11	36.4	7	7	100.0
会計検査院	5	26	19.2	10	10	100.0
	5	27	18.5	9	8	112.5
合計	1,314	13,080	10.0	2,927	2,903	100.8
	1,044	12,764	8.2	2,800	2,804	99.9

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成29年度）の結果について」（平成30年9月28日人事院）から算出。防衛省については、内閣人事局が明石防衛省から聴取した結果に基づき作成

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。

3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（平成29年度については平成29年2月3日から平成30年2月2日まで、平成28年度については平成28年2月4日から平成29年2月2日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。

4 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（平成29年度については平成26～28年度、平成28年度については平成25～27年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

(上段：平成29年度、下段：平成28年度)

府省等名	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (A) (人)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち 「男の産休」 を5日以上使 用した職員数 (B) (人)	使用率 B/A (%)	(A)のうち 配偶者出産休 暇を使用した 職員数 (C) (人)	使用率 C/A (%)	(A)のうち 育児参加のた めの休暇を使 用した職員数 (C') (人)	使用率 C'/A (%)
内閣官房	35	11	31.4	23	65.7	21	60.0
	29	7	24.1	21	72.4	11	37.9
内閣法制局	0	0	-	0	-	0	-
	3	1	33.3	3	100.0	2	66.7
内閣府	53	25	47.2	43	81.1	40	75.5
	61	20	32.8	42	68.9	25	41.0
宮内庁	14	8	57.1	14	100.0	14	100.0
	23	12	52.2	21	91.3	16	69.6
公正取引委員会	31	21	67.7	26	83.9	23	74.2
	31	17	54.8	26	83.9	25	80.6
国家公安委員会 (警察庁)	166	82	49.4	148	89.2	110	66.3
	184	51	27.7	145	78.8	86	46.7
個人情報保護委員会	3	1	33.3	2	66.7	3	100.0
	4	1	25.0	3	75.0	2	50.0
金融庁	56	26	46.4	47	83.9	41	73.2
	74	23	31.1	52	70.3	39	52.7
消費者庁	6	3	50.0	5	83.3	5	83.3
	7	3	42.9	5	71.4	4	57.1
復興庁	11	7	63.6	9	81.8	9	81.8
	6	2	33.3	5	83.3	4	66.7
総務省	104	38	36.5	82	78.8	53	51.0
	93	27	29.0	64	68.8	44	47.3
法務省	1,586	1,265	79.8	1,453	91.6	1,444	91.0
	1,533	789	51.5	1,317	85.9	1,042	68.0
外務省	154	43	27.9	60	39.0	52	33.8
	154	28	18.2	54	35.1	38	24.7
財務省	1,748	1,527	87.4	1,691	96.7	1,646	94.2
	1,729	1,509	87.3	1,663	96.2	1,626	94.0
文部科学省	60	33	55.0	50	83.3	39	65.0
	76	9	11.8	45	59.2	29	38.2
厚生労働省	548	398	72.6	487	88.9	468	85.4
	545	367	67.3	498	91.4	468	85.9
農林水産省	252	75	29.8	203	80.6	129	51.2
	328	102	31.1	248	75.6	157	47.9
経済産業省	175	120	68.6	152	86.9	148	84.6
	189	60	31.7	131	69.3	94	49.7
国土交通省	1,358	481	35.4	991	73.0	711	52.4
	1,433	375	26.2	988	68.9	578	40.3
環境省	42	20	47.6	37	88.1	28	66.7
	52	29	55.8	45	86.5	34	65.4
防衛省	6,642	2,590	39.0	4,855	73.1	3,265	49.2
	6,172	1,545	25.0	4,493	72.8	2,914	47.2
人事院	10	9	90.0	9	90.0	9	90.0
	11	9	81.8	11	100.0	9	81.8
会計検査院	26	12	46.2	21	80.8	13	50.0
	27	11	40.7	18	66.7	14	51.9
合計	13,080	6,795	51.9	10,408	79.6	8,271	63.2
	12,764	4,997	39.1	9,898	77.5	7,261	56.9

注 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成29年度)の結果について」(平成30年9月28日人事院から算出。防衛省については、内閣人事局が別府防衛省から聴取した結果に基づき作成)